

## シンガポールにおける 新しい勅許会計士資格の創設について

本連載では、近年ますますそのビジネスを多角化させ、多様な会員を世界中から取り込み国際化することで、競争優位を保とうと試みる職業会計専門家団体の動きや、それを実現させるための新しい資格の創設、あるいは資格の相互承認の促進といった、会計プロフェッションをめぐる様々な国際動向のうち、主要と思われるものについて紹介している。

これまでの連載では、カナダにおいて本格始動に向けて準備中の3つの資格の統合と職業会計専門家団体の合併について、また、オーストラリアとニュージーランドの勅許会計士協会の合併についてそれぞれ紹介した。連載第3回目は、シンガポールの会計ハブ構築構想と2013年6月からスタートした新しい勅許会計士資格を紹介する。

なお、職業会計専門家資格や職業会計専門家団体については、その発展の過程などから多様な制度が世界に存在し、日本の公認会計士制度とは異なる様相を呈するものが多数存在していることに留意が必要である。

### 1 はじめに

シンガポールは、2020年までに金融及びビジネスハブとしての地位をさらに強化するための国家ビジョンとして「Highly Skilled People, Innovative Economy, Distinctive Global City」を掲げ、技術、革新及び、生産性を基礎として、国民全体の所得増加を含む包括的な経済成長の維持を目指すとしている。会計分野に関しても、2020年までにシンガポールをアジア・太平洋地域のハブに変革することを目的に、人材育成、会計サービスセンターの構築、及び会計セクターの基盤強化などを目標に掲げ、2008年から様々な取組みを進めている。

このうち最初に取り組みられたもの

の中に、新しい職業会計専門家資格制度の構築がある。シンガポールは、高品質な資格制度を設立運営し、世界的に認められる会計人材を多く輩出することで、アジア・太平洋地域における会計の中心地としての認知度を高め、アジア地域（特にASEAN加盟国）における会計サービスのニーズを取り込み、国内の会計セクターのさらなる成長を目指し、欧米先進各国等の職業会計専門家教育制度や国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）の国際教育基準（IES：International Education Standards）を取り入れた新しい資格プログラムを創設し、2013年6月から部分的に提供を開始した（本格スタートは2014年半ばが予定されている。）。シンガポール・ブランドの職業会計専門家資格プロ

グラム（Singapore QP：Singapore Qualification Program）の創設に伴い、以前のシンガポール公認会計士資格プログラムは、数年の移行措置を経たのち、Singapore QPに一本化されることとなっている。また、以前用いられていた「公認会計士（CPA）」という名称も、「勅許会計士（CA）」に変更され、これに伴い、「シンガポール公認会計士協会（ICPAS：Institute of Certified Public Accountants of Singapore）」も「シンガポール勅許会計士協会（ISCA：Institute of Singapore Chartered Accountants）」に変更されて、会計セクターにおける大きな変革が進行している（次頁にて後述）。

以下では、シンガポールにおける新しい資格制度創設の背景とSingapore QPについて概観する。

シンガポールは、地理的な優位性や外国企業等に対する様々な優遇措置から、東南アジアの金融・ビジネスセンターとして現在も広く活用されているが、これに呼応する形で、関連セクターである会計セクターの成長も顕著である。シンガポール統計庁によると、2000年から2010年の11年間で、国内では年間平均成長率が6%、国外への会計関連サービス輸出も2000年以降に2ケタ成長をみせたとされている。特に、国外への会計関連サービスの輸出に関しては、近接するASEAN諸国の経済発展に伴い、その中心に位置するシンガポールから、会計セクターの成長余地が非常に高いASEAN諸国へのサービス及び人材輸出のさらなる増加可能性が見込まれること、また、国際的に活躍できる会計人材の育成に関するニーズの高まりがあったことなどから、2008年、シンガポール財務省及びシンガポール会計企業規制庁

(ACRA: Accounting & Corporate Regulatory Authority) は、シンガポールをアジア・太平洋地域の一大会計ハブにすることを目指して、同省に会計セクターの開発に取り組むための会計セクター開発委員会(CDAS: Committee to Develop the Accountancy Sector)を設置した。

CDASは、旧ICPAS(現ISCA)会長のErnest Kan氏をはじめとする職業会計専門家、企業関係者、大学教授及びACRA担当官から構成され、シンガポールを会計サービス及び専門家の国際的な中心地とするためには国内でどのような改革が必要かなどについて、様々な分野の関係者から聞き取り調査を行い、検討を重ねた。その結果、CDASは2010年4月に、最終報告書『シンガポールをアジア・太平洋地域における主要な国際的会計ハブに変革するために(Transforming Singapore into a leading global accountancy hub for Asia-Pacific)』<sup>2)</sup>を公表し、会計セクターの国内総生産(GDP)構成比を英国やオーストラリアなみに現在の0.4%

から1%へ拡大すること、会計サービス輸出を現在の2倍に拡大すること、そして、これらを達成するために、基盤となる高度人材の集積に努め、専門家の能力及び生産性を高めることを通じて、2020年までにシンガポールをアジア・太平洋地域の会計ハブとするための提案を公表した。

この最終報告書に示された提案事項の基礎をなす3つの戦略と具体的な取組み提案は表1のとおりである。

CDASが掲げた上述の戦略及び取組み提案の中でも、特に、シンガポールをアジア・太平洋地域の会計ハブとするための要となると考えられたものは、戦略1a.で取り上げられた、新しい職業会計専門家資格の創設である。まずは、この国際的に高い競争力を持つシンガポール・ブランドの新しい職業会計専門家資格の創設を中心に、シンガポールの会計セクターを改革するための具体的な検討

【表1】CDASが示した3つの戦略

戦略1：シンガポールを、会計分野における人材、教育、リーダーシップ及び専門的能力開発の優れたグローバルセンターとすること	
具体的取組み提案	a. 世界的に通用する、シンガポール・ブランドの職業会計専門家資格の創設
	b. 事業評価、内部監査、リスク・マネジメント、及び税務に関する中核的研究拠点の創設
	c. 最高財務責任者(CFO)育成のためのCFO協会の設立
	d. 会計サービス研究センター(ASRC: Accountancy Services Research Centre)の創設
戦略2：シンガポールを、職業会計専門家によるサービス提供の世界的な中心地とすること	
具体的取組み提案	a. アジア・太平洋地域におけるビジネス向けの会計サービス提供拠点の確立
	b. 会計事務所の所有に関する制限の緩和
	c. 中小規模事務所の能力や機能の拡充
	d. 上場企業等の監査について、現在の適用除外規定や監査人ライセンス付与の枠組みの見直し
戦略3：シンガポールにおいて会計セクターの強固な基盤と組織を構築すること	
具体的取組み提案	a. シンガポール公認会計士協会の、国際的な地位とビジョンを備えた世界的な組織への変革
	b. 会計セクター開発基金(ASDF: Accountancy Sector Development Fund)の設立
	c. シンガポール会計審議会(SAC: Singapore Accountancy Council <sup>3)</sup> )の設立

(出所) CDAS最終報告書より作成

が進められた。

2010年9月には、暫定検討委員会（Pro-Tem SAC：Pro-Tem Singapore Accountancy Council）が設置され、旧ICPAS会長のKan氏をはじめとする職業会計専門家、ビジネス・金融関係者、学術関係者及び政府関係者らによって、資格のあり方や教育の内容等についての様々な検討が進められた。

なお、このシンガポール・ブランドの新しい職業会計専門家資格の創設に当たり、新資格創設プロジェクトに関わるコンサルタントの募集が行われた結果、イギリスの勅許公認会計士協会（ACCA：Association of Chartered Certified Accountants）がこのプロジェクトのコンサルタントを請け負うこととなり、新プログラムへの入学要件、実務経験、試験等のあり方、また、より門戸を広げるための措置として、会計専攻ではない学生の受入れ制度等について、Pro-Tem SACとともに検討を進めた。

#### 4 新資格に関するコンサルテーションの実施と制度の確立

2012年5月にPro-Tem SACは、検討を進めてきたSingapore QPの枠組みができあがったことから、国内外の関係者及び職業会計専門家を目指す学生等から広く意見を求めるためのディスカッション・ペーパー「Singapore Qualification Programme DISCUSSION PAPER, 18 MAY 2012」<sup>4</sup>を公表した。

提案されたSingapore QPは、CDASの提案を取り入れ、プログラムへの入学要件は大学学士号の取得とすること、体系化された実務経験要件を組み込むこと、専門能力（profes-

【表2】シンガポール勅許会計士資格創設の過程

2008年	シンガポール財務省に「会計セクター開発委員会（CDAS）」を設置
2010年4月	CDAS最終報告書、『シンガポールをアジア・太平洋地域における主要な国際的会計ハブに変革するために（Transforming Singapore into a leading global accountancy hub for Asia-Pacific）』公表
2010年9月	CDASの提案に基づき、暫定検討委員会（Pro-Tem SAC）を設置
2011年5月～7月	新資格創設プロジェクトに携わるコンサルタント募集
2011年11月	コンサルタントが英国勅許公認会計士協会（ACCA）に決定
2012年5月	Pro-Tem SACが、ディスカッション・ペーパー「Singapore Qualification Programme DISCUSSION PAPER, 18 MAY 2012」を公表
2012年8月	新勅許公認会計士職業会計専門家資格プログラム（Singapore QP）の内容確定
2013年1月	シンガポール会計委員会法（The SAC Act）成立
2013年4月	シンガポール会計委員会（SAC）設立
2013年4月	資格名称を、公認会計士（CPA）から、勅許会計士（CA）に変更することを財務省が決定
2013年6月	Singapore QPの一部提供開始
2013年7月	シンガポール公認会計士協会（ICPAS）の名称を、シンガポール勅許会計士協会（ISCA）に変更
2014年	Singapore QP本格提供開始予定

（出所）筆者作成

sional competence）を測る試験を含むこと、及び会計学を専攻していない者でも資格が取得できるよう、門戸を開くための特別プログラムを設置することなどを基礎として組み立てられた。

その後、2012年8月には、様々な関係者から賛同を得られたとして、ディスカッション・ペーパーで示されたSingapore QPの枠組みを大きく変更することなくプログラムを確立し、シラバスの作成など補足的な作業を経て、2013年6月からプログラムを実際にスタートすることが公表された。

なお、Singapore QPの特徴として特筆する点としては、IFACの国際会計教育基準審議会（IAESB：International Accounting Education Standards Board）が作成するIESに

非常に密接に沿った形の職業会計専門家養成及び資格付与制度となっていること、及び新しい資格名称を、これまでのCPAからCA（CA Singapore：Chartered Accountant of Singapore）<sup>5</sup>に変更したことがある。

2012年11月には、新しい資格であるCA Singaporeの創設、及びこの資格の監督機関としてシンガポール会計委員会（SAC：Singapore Accounting Commission）を設立することを提案するためのシンガポール会計委員会法案が議会に提出され、2013年1月に成立した<sup>6</sup>。この法案の成立に伴い、2013年4月には、SACが正式に財務省のもとに設置され、SACの監督のもと、2013年6月から部分的にSingapore QPが開始されている。

CA Singaporeの認定、登録及び監督は、SACが指定する機関が行うこ

ととされているが、この指定機関として、旧ICPASが指定された。なお、旧ICPASは、CA Singaporeの指定機関となったこと等を踏まえ、2013年7月にその組織名称を「シンガポール勅許会計士協会（ISCA：Institute of Singapore Chartered Accountants）」に変更した。

## 5 シンガポール勅許会計士資格プログラムの内容

Singapore QPは、「世界的に認知され、国際的に持ち運び可能なシンガポール・ブランドの職業会計士資格（Singapore-branded professional accountancy designation that is glob-

ally recognized and internationally portable）」となるため、以下をその枠組みとしている。

■ オーストラリア、香港、ニュージーランド及び英国といった国の職業会計専門家団体の提供する職業会計専門家資格と同等のレベルの資格であること

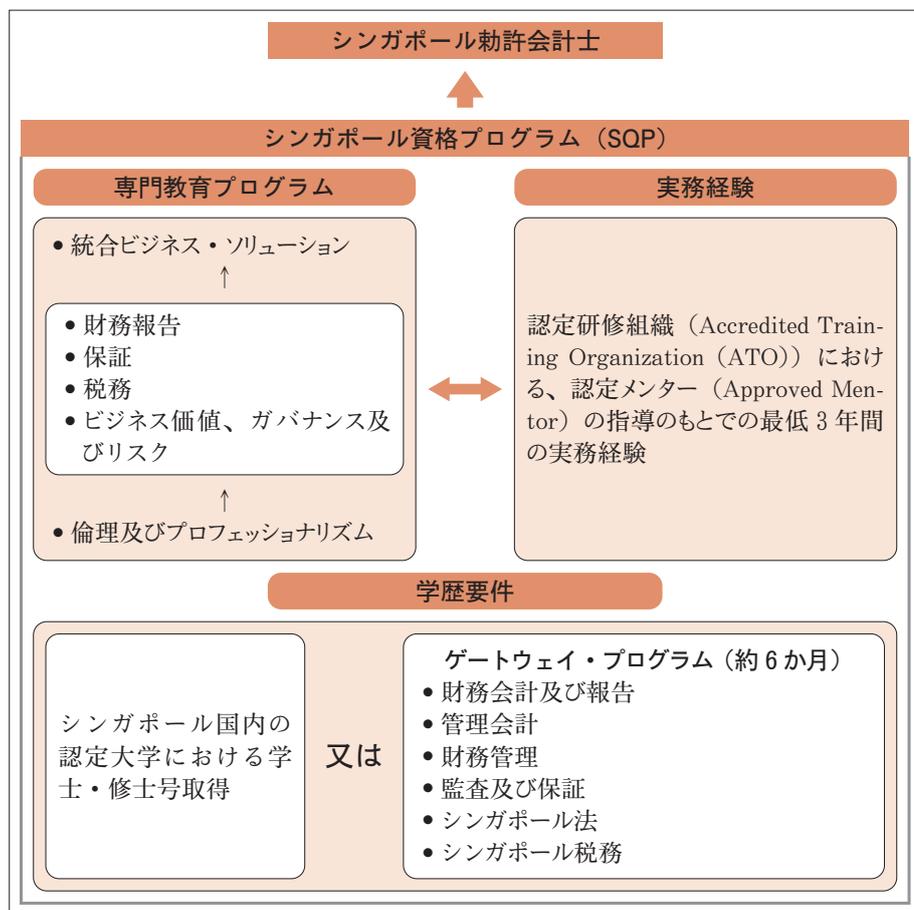
■ IFACのIAESBが作成するIESに沿った教育プログラム内容であること

なお、「国際的に持ち運び可能」な資格となるため、そして、世界的に認知される資格となるためには、特に、他国（団体）との相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Agree-

ment）が重要であるとされており、SACとISCAは、旧ICPASがMRAの締結をしていたACCAやCPA AustraliaとのMRAを更新するほか、2014年1月には新しくイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW：Institute of Chartered Accountants of England and Wales）ともMRAを締結し、実務経験等の一定の要件を満たした者に対して他方の団体の資格も取得できるような措置を設けている。

Singapore QPを構成する学歴要件、専門教育プログラム、及び実務経験の内容については、図1のとおりである<sup>8</sup>。

【図1】シンガポール勅許会計士資格取得までの道のり



（出所）Singapore QP Syllabus Handbookより作成

### (1) 学歴要件 (Academic Base)

原則として、シンガポール国内の認定大学における学士・修士号の取得が求められる。ただし、認定大学以外の大学、又は会計・ビジネス分野以外の分野で学士号を取得している者に対しては、基礎プログラムとして「ゲートウェイ・プログラム」が用意されており、必要科目6科目を受講し、各分野の試験に合格すれば、学歴要件を満たしたものと認定されることが可能となっている。

#### ■ 認定大学における会計学士・修士号を取得している者

以下の認定大学等において会計学士・修士号を取得した者は、必要な学歴要件を満たしたものとして、直接専門教育プログラムに進むことができる<sup>9</sup>。

- ◇ 南洋理工大学 会計学士号
- ◇ シンガポール国立大学 経営学士号（会計専攻）
- ◇ シンガポール経営大学 会計学士号
- ◇ シンガポールSIM大学 会計学士号
- ◇ 南洋理工大学 経営修士号（会計専攻）
- ◇ シンガポール経営大学 プロフェッショナル・アカウンティング修士号

【表3】専門教育プログラム科目内容

	科目	詳細科目内容	備考
基礎科目	倫理及びプロフェッショナリズム	① 専門家としての倫理、価値観及び判断 勅許会計士の役割／倫理原則／倫理フレームワーク／倫理概念 ② 組織及び職場の有効性 業務のマネジメント及び実施／IT技術の利用 ③ 自己能力開発 (Personal Effectiveness) 自己理解 (Self-Awareness) ／自己及び他者マネジメント (Managing Self and Others)	専門科目受講前に受講すること
専門科目 (4科目)	① 保証 ② ビジネス価値、ガバナンス及びリスク ③ 財務報告 ④ 税務	① 保証 監査・保証サービス提供の法律的枠組み／法定監査人のための検討事項／業務マネジメント／法定監査の実施／その他の保証業務／報告／最近の状況と課題 ② ビジネス価値、ガバナンス及びリスク ビジネス価値向上／投資効率評価／ガバナンス及び責任／リスクとリスク管理／内部統制とレビュー ③ 財務報告 財務報告枠組み／財務報告における専門家としての倫理／資産の認識と測定／負債の認識と測定／費用と収益の認識／金融資産と金融負債／財務諸表に関するその他の基準／連結財務諸表／その他の報告枠組み及び最近のトレンド ④ 税務 個人所得税／法人所得税／源泉税／印紙税／物品サービス税／個人及び法人財務管理における税務の重要性／倫理的なタックス・プランニング手法／税務当局及びクライアントとの適切なコミュニケーション	基礎科目を修了し、実務経験を開始した後に受講すること
上級科目	統合ビジネス・ソリューション (Integrative Business Solutions)	① ビジネス戦略の立案 ② ビジネス・ソリューションの実行 ③ プロフェッショナリズム及び倫理 ④ 組織及び職場の効率化 (Organization and Workplace Effectiveness) ⑤ 自己能力開発 (Personal Effectiveness)	

(出所) Singapore QPウェブサイトより作成

【表4】実務経験期間中に修得が必要な能力分野

<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的能力分野</li> </ul>				
A. 倫理及びプロフェッショナリズム	B. 組織及びビジネスマネジメント	C. 自己能力開発 (Personal Effectiveness)		
A1. 専門家としての倫理、価値観及び判断	B1. 情報技術 (IT)	C1. 自己理解 (Self-Awareness)		
A2. リスク管理及びコンプライアンス	B2. 批判的思考、論理的思考、分析及び問題解決	C2. 自己及び他者マネジメント (Managing Self and Others)		
A3. ビジネス理解及び戦略	B3. 活動管理及び実施	C3. ビジネス・コミュニケーション		
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的能力分野 (以下のうち、各個人の専門分野に基づいて4つの分野の能力開発を行うこと。なお、必ず財務報告分野から1科目は選択しなければならない。)</li> </ul>				
FR. 財務報告	AS. 保証	DSA. 意思決定及び分析	GR. ガバナンス及びリスク	TX. 税務
FR1. 業務のための会計	AS1. 業務計画	DSA1. 費用管理及び評価	GR1. リスクの識別と管理	TX1. 税金計算
FR2. 財務報告書の作成	AS2. 監査業務の実施	DSA2. 資金管理、計画及び予算管理	GR2. 内部統制システムの構築	TX2. 納税義務
FR3. 財務報告書の分析	AS3. 監査レビューと報告	DSA3. 投資の評価	GR3. 業務マネジメント及び説明責任	TX3. タックス・プランニング

(出所) Singapore QPウェブサイトより作成

## ■ それ以外の者

認定大学等において会計学士・修士号を取得していない者に対しては、「ゲートウェイ・プログラム」が設けられており、このプログラムを修了すれば専門教育プログラムに進むための学歴要件を満たしたものと認定される。ゲートウェイ・プログラムには、①財務会計及び報告、②管理会計、③財務管理、④監査及び保証、⑤シンガポール法、⑥シンガポール税務の6科目が設けられており、プログラムの提供及び試験の実施は、認定学習機関（ALO：Accredited Learning Organization）として認められた機関に委託されている。したがって、必ずしもすべてをシンガポール国内で受講する必要はない。現時点では、私立教育機関3団体（Austan Institute of Management、Kaplan Leaning Institute SAA Global Education）、及び職業会計専門家団体であるICAEWがALOとして認定されている<sup>10</sup>。

ゲートウェイ・プログラムでは、科目免除等も認められているため、

前述の認定大学では学士号を取得していないが、会計やビジネスに関連する分野において学士号を取得している場合には、SACの承認を受けることで一部科目等の免除が受けられることになっている。

### (2) 専門教育プログラム (Professional Program)

専門教育プログラムは、すべての資格取得希望者に義務付けられている専門教育で、約18か月にわたり、各専門分野におけるさらなる能力開発を目的として、原則として、実務経験の期間中に実施することとされている。受講生は、基礎科目から上級科目へ順に学習を進行し、それぞれの科目において定められている学習成果（learning outcome）の達成状況について評価（final assessment）を受け、合否が判定されることとなっている。各科目の内容については、前頁の表3のとおりである。

### (3) 実務経験 (Practical Experience)

実務経験は、会計事務所や企業等でSACの認定を受けた認定研修機関（ATO：Accredited Training Organization）において、認定指導者（Approved

Mentor）のもとで最低3年行うこととされており、専門教育プログラムの受講と同時期に行うこととされている。

また、実務経験期間中に養成されるべき能力については、前頁の表4のとおり一般的能力（倫理、IT、ビジネス戦略、自己能力開発、コミュニケーション等）と、専門能力（財務報告、保証、分析、リスク・マネジメント、税務等）に分けられており、これらの分野における能力開発状況について、6か月ごとに認定指導者の評価を受け、承認を得なければならないこととされている。

### (4) 移行措置

2013年4月1日、SACの設立と同時に、旧シンガポール公認会計士プログラムに基づき資格を取得した者、及びすでにこのプログラムに在籍しておりこれから資格を取得しようとする者に対して、Singapore QPへの移行措置がSACより公表されている。その主な概要については、表5のとおりである。

【表5】新資格への移行措置

① 旧ICPASの正会員には、2013年7月以降、CA Singaporeの資格が付与される。
② 旧ICPASの準会員 <sup>11</sup> で以下に該当する者は、2014年3月31日までに旧ICPASの実施する教育プログラムを修了し、2016年12月31日までに実務経験を満たせば、CA Singaporeの資格が付与される。 <ul style="list-style-type: none"><li>2012年以前に学士号を取得しているが、実務経験又は旧ICPASの教育プログラム（ICPAS PAC：ICPAS Pre-Admission Course）の一部を修了していない者</li><li>2012年以前にMBA又は修士号を取得しているが、実務経験又は旧ICPAS PACの一部を修了していない者</li></ul>
③ 旧ICPASがMRAを締結しているACCA及びCPA Australiaの正会員で、相互承認に必要な実務経験要件を満たしていない、又はシンガポールの法律及び税制に関するICPAS PACを修了していない者については、2016年12月31日までにすべての要件を満たせば、CA Singaporeの資格が付与される。
④ ICPASがMRAを締結しているACCA及びCPA Australiaに登録している学生については、2018年12月31日までに必要な実務経験を満たし、ICPAS PACを修了すれば、CA Singaporeの資格が付与される。

## 6 おわりに

Singapore QPが、職業会計専門家資格として国際的な優位性を担保し、多くの資格取得志望者を獲得できるかどうかは、今後のプロモーション

活動やプログラムの実施状況、あるいは他国（団体）とのMRA締結がどのように進むかに大きく影響されるものと思われる。今回のシンガポールによる取組みは、会計セクターの成長を戦略的にとらえ、新しい職業会計専門家資格の創設を含む様々な

活動の強化によって、諸外国のシンガポールに対する魅力を増すことで国内経済の成長を維持していこうという取組みとして興味深いものとなっている。

シンガポールの動きは、ASEAN諸国における経済成長に伴う会計ニ-

ズの取込みや、2015年にもスタートするとされているASEAN共同体構想によるサービス貿易の自由化の更なる進展や専門家の自由な移動といった事項を見据えた、シンガポールらしい非常に戦略的なもので、今後、アジア地域全体に与える影響に注視が必要であると思われる。

なお、シンガポールは、Singapore QP以外にも、アジア・太平洋地域におけるCFOなどの人材育成、内部監査、ビジネス価値評価等における分野にも積極的に取り組んでおり、それぞれ、「The Singapore CFO Institute」<sup>12</sup>、「The Asia Centre of Excellence for Internal Audit (ACEIA)」<sup>13</sup>、「The Asia Pacific Business Valuation Institute」<sup>14</sup>を設立し、CDASの提案に基づいた会計ハブ構築構想を積極的に進めている。

(日本公認会計士協会事務局

渡場友絵)

#### 〈注〉

- 1 シンガポール政府経済戦略委員会によって2010年に公表されたシンガポールの変革目標を示したレポート。http://app.mof.gov.sg/data/cmsresource/ESC%20Report/ESC%20Main%20Report.pdf
- 2 http://www.singaporeqp.com/sites/singaporeqp.com/files/CDASFinalReport12Apr10\_0.pdf
- 3 現在は、シンガポール会計委員会(SAC: Singapore Accounting Commission)という名称になっている。
- 4 http://www.singaporeqp.com/sites/singaporeqp.com/files/SQP\_Discussion\_Paper\_3.pdf
- 5 資格名称を「公認会計士」から

「勅許会計士」に変更した理由については、明確に公表されていない。「勅許会計士」の名称が英連邦諸国、あるいはかつての英国植民地であった国や地域で多く用いられていること、又は伝統的に「勅許会計士」に付随するその質や業務についての人々の認識などに配慮したようなことも考えられる。

6 シンガポール会計委員会法の原文はシンガポール政府ウェブサイトから入手可能。http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=Id%3A9c5d1ee5-b3da-4761-b271-b1440dbd62d6%20Depth%3A0%20Status%3APublished%20Published%3A25%2F03%2F2013;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fsearch%2Fsummary%2Fresults.w3p%3Bpage%3D0%3Bquery%3DId%253A9c5d1ee5-b3da-4761-b271-b1440dbd62d6%2520Depth%253A0%2520Status%253APublished%2520Published%253A25%252F03%252F2013

7 ISCAは、旧ICPASの機能をすべて踏襲しており、それまで実施していた品質管理や懲戒といった制度もそのまま維持されている。なお、シンガポールにおける公共利益企業(PIE: Public Interest Entities)の監査を行う監査人の業務に係る品質管理及びモニタリングはACRAの管轄となっているが、ACRAから一部委託される形で、ISCAも非PIEの監査を実施する監査人に対するモニタリングを実施している。

8 シンガポールにおいて監査報告書に署名することのできる監査人となるためには、別途Public Accountant

としての資格を取得する必要があり、Singapore QPを終了し、CA Singaporeの資格を取得しただけでは監査報告書に署名することはできない。Public Accountant資格取得希望者は、ACRAに必要な書類等を添えて申請しなければならない。Public Accountantとなるためには、21歳以上であること、指定されたシンガポール国内の大学における卒業試験に合格していること、又は指定する職業会計専門家団体の実施する最終試験等に合格していること、最低3年以上の実務経験があること(シンガポール国内での最低2年間の実務経験がない場合には、会社法及び税務2科目に関する試験への合格が必要)、ISCAの会員であること等の要件を満たさなければならない。Public Accountantの資格認定は、ACRAに設置された公認会計士監視委員会(PAOC: Public Accountants Oversight Committee)が行い、PAOCは登録Public Accountantの監視等も行う。Public Accountantの資格は年1回、毎年12月に更新が必要で、年間40単位(科目指定あり)の継続的専門研修の受講義務がある。2013年3月31日時点の登録者数は979人(ISCAの会員数約2万8,000人のうちの約3%)である。

9 Singapore QP事務局によると、現時点では、シンガポール国内の大学等のみが認定されているが、今後、海外の大学を含むその他の大学等についても認定大学リストに加えられる可能性があるとのことである。

10 Singapore QPのウェブサイトによれば、現在は、4団体のみが

ALOに指定されているが、今後、SACが認定すれば増える可能性もあるとのことである。

nstitute-of-valuers-and-appraisers-of-singapore.html

- 11 旧シンガポール公認会計士プログラムでは、シンガポール国内の大学等において学士号又は修士号（会計及びビジネス専攻）を取得している者、外国の教育機関（大学又は諸団体等）から認定された学位を保持している者（ただし、旧ICPASの事前書類審査を受け、ICPAS Professional Examination (PE) に合格すること）、又は認定された他の職業専門家団体の実施する最終資格試験に合格している者は、準会員（Associate）として旧ICPASに登録することができ、準会員として登録後3年間の実務経験を積み、旧ICPASの実施する教育プログラムを受講し、試験に合格すれば、シンガポール公認会計士（ただし、注記8のとおり監査人の資格は別途取得する必要がある）の資格が付与された。
- 12 現CFOやCFOを目指す者を対象に教育や情報交換の場を提供している。<http://www.sac.gov.sg/content/sac/en/advocacy/the-singapore-cfo-institute.html.html>
- 13 内部監査に関する能力フレームワーク及び専門資格認定等の開発とともに、継続研修の提供や研究を実施している。<http://www.sac.gov.sg/content/sac/en/advocacy/the-asia-centre-of-excellence-for-internal-audit.html.html>
- 14 ビジネス価値評価分野における能力フレームワークの開発、評価基準の推進、倫理基準の策定等に取り組んでいる。<http://www.sac.gov.sg/content/sac/en/advocacy/i>